

京都市告示第 525 号

平成21年4月1日から、平成2年4月1日付け京都市告示第1号（公印の新調）の一部を次のように改めます。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	旧	新
名称	総務局人事部人事課証明専用市長印	行財政局人事部人事課証明専用市長印
用途	総務局人事部人事課における本市職員及び退職者に係る証明書発行事務	行財政局人事部人事課における本市職員及び退職者に係る証明書発行事務

(総務局人事部人事課)